平成28年12月13日

平成28年度歯科診療情報の標準化に関する実証事業の概要

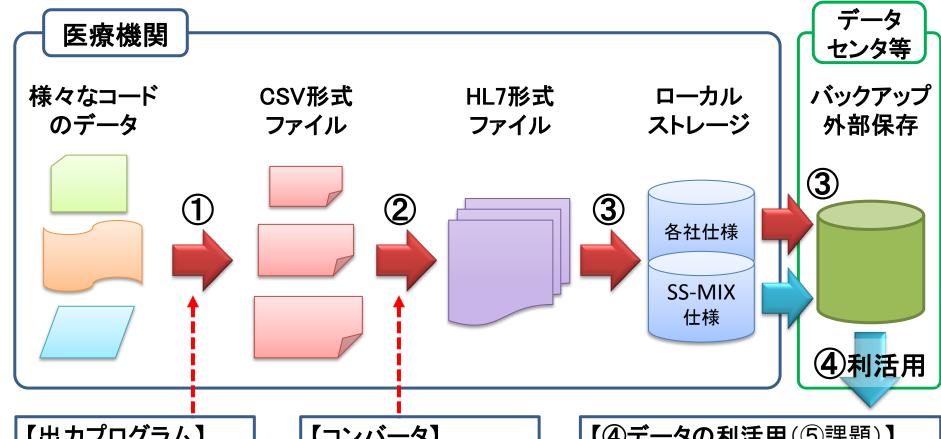
歯科診療情報の標準化に関する検討会(第10回)

日時: 平成28年12月13日(火)15:00

場所:厚生労働省(中央合同庁舎第5号館)

公益社団法人 日本歯科医師会

実証事業全体像



【出力プログラム】

「口腔診査情報コード 仕様」を基にデータを 変換する。出力はCSV ファイル、統一コード。

【コンバータ】

「CSV形式ファイル」を 「HL7形式ファイル」に 変換する。SS-MIXに 対応可能。

【④データの利活用(⑤課題)】

- •身元確認•検索
- 医療情報データベース
- 医療連携等のネットワーク活用
- ・医療情報の一元化

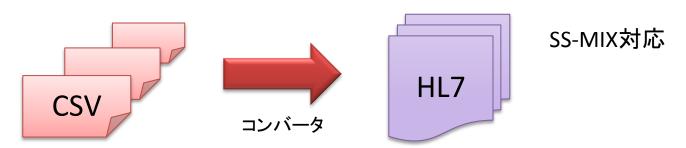
①ベンダー各社の情報統一化

- •「口腔診査情報コード仕様」を策定する(標準 規格取得を目指す)。
- 「口腔診査情報コード仕様」に基づき、電子カルテ等の歯科情報を変換するプログラムを開発する(各社毎に異なる出力プログラム)。
- 出力されるデータは統一されたコードを有するCSV形式のファイルとする。



②CSVファイルの変換

- ・「CSV形式データからHL7への変換仕様」を策 定する。
- ・変換仕様に基づきCSVファイルをHL7形式ファイルに変換するコンバータを作成する。
- コンバータは代表者が作成し、共有する。
- HL7に変更が生じてもコンバータを更新することにより対応が可能となる。



③歯科情報の保存

- HL7形式のファイルをSS-MIXのフォルダ構造に準じてローカルストレージ(医療機関内HD等)に保存する。
- ・保存されたデータは既存のアプリケーション にて閲覧が可能である(画像化には新たなア プリケーションの開発が必要)。
- ・ バックアップのみを目的とした歯科医療機関 外への保存は可能である。

(4)歯科情報の利活用

身元確認

身元不明者の歯科情報と歯科医療機関が 有する歯科情報の照合を効果的かつ迅速に 行う(生前・死後情報の標準化)。

医療情報データベース 疾患の原因究明・治療法の開発、創薬、医 療機器開発等に資するデータの蓄積。

(匿名化情報の活用)

④歯科情報の利活用

- 医療連携等のネットワーク活用
 地域や全国の健康・医療・介護情報ネットワークを通じ、歯科情報を医療従事者間で安全に共有する。
- ・医療情報の一元化

医療機関等の施設や、個々人に分散したデータを、一人ひとりを軸に、健康なときから疾病・介護段階までを生涯にわたって統合する。

5課題

歯科情報による身元確認(現在) 【関係法令】

- 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
- 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(死因・身元調査法)







歯科情報による身元確認

現状(医療機関毎の対応)

- ・個々の歯科医療機関のHD等に歯科情報が保存 されている。
- 警察からの身元確認の要請に対し、歯科医療機関が個別に対応する。
- 歯科情報はバックアップのみを目的として外部 保存が可能だが、保存先での目的外利用は不 可能である。









歯科情報による身元確認

歯科情報を医療機関内に保存している場合(現在)

身元確認

身元・行方不明者の住居地特定 (受診している歯科医療機関の抽出)

住居地特定可能	不可能
可能	困難
ほぼ可能	著しく困難



該当地域の歯科医療機関 に**協力を要請**し、身元検 索を行う。



生前情報の所在が**特定できない**場合、身元不明者の検索は困難となる。

歯科情報による身元確認

歯科情報の所在が不明なケースに対応する場合

- 全国の歯科医療機関の歯科情報をデータセンタ 等に集約する必要がある(データベース構築)。
- データの保存先は都道府県単位もしくは国が想定される。
- データの保存・身元検索への使用に関し、法的な整備が必要である。



5課題

歯科情報の利活用

- 個人情報の保護に関する法律
- ・国民や医療従事者の理解や協力
- 情報の帰属先や流通経路
- 同意取得や匿名化等のデータ処理
- ・システム構築・運用のコスト
- ICT活用のためのガバナンスの確立

